

第31回世田谷区農業委員会総会

日：令和5年2月16日（木）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第31回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和5年2月16日（木）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：出席の委員：会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、石井勝、石井朝康、三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、荻部嘉也、鈴木利彰、細井誠一、岩本敏行、海老澤健、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：会長 宍戸幸男、植松智

出席の職員：事務長 黒岩さや香、主事 関智秋、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、都市計画課長 堂下、都市計画担当主任 真田

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当無し】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査について
 - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について
5. 協議事項
 - (1) 生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて（依頼）
 - (2) 令和5年4月の総会日程（案）と令和5年度総会開催予定について
 - (3) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について（報告）
 - (2) 特定生産緑地の指定の公示について（報告）
 - (3) 「農作業体験塾（春）」の開催について
 - (4) ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではありますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまより第31回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配布資料確認)

それでは、本日は、次第5の協議事項(1)にありますとおり、生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会についての協議がございます。また、次第6の報告事項(1)の東京都市計画生産緑地地区の変更について、(2)の特定生産緑地の指定の公示についての報告がございます。これらについては、関係人として、世田谷区で都市計画を担当している都市整備政策部都市計画課の職員から説明させていただく予定でありますので、ご承知おき下さい。

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。本日、宍戸会長は東京都農業委員会・農業者大会に出席をされておりますので、高橋職務代理に議長をお願いいたします。

また、荒井事務次長が同様の大会に出ておりますので、本日は私の方で司会をさせていただきます。

では、高橋職務代理、よろしくをお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 (職務代理挨拶)

議事に入ります前に、宍戸会長と植松委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

本日の署名委員ですが、細井誠一委員と岩本敏行委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は特例として、次第5の協議事項、生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会について及び次第6の報告事項、東京都市計画生産緑地地区の変更について、それから(2)特定生産緑地の指定の公示についてから始めたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明に入らせていただく前に、本件につきまして関係人として都市計画課の職員を紹介いたします。

堂下都市計画課長でございます。

○堂下課長 都市計画課長、堂下と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

○事務局 同じく、真田都市計画担当主任でございます。

○真田主任 都市計画課の真田と申します。よろしくをお願いいたします。

○事務局 本件の説明に関する資料につきましては、資料No. 6、No. 9、No. 10になりますので、ご用意いただければと思います。

農業委員の皆様におかれましては、管轄地域の生産緑地の追加指定に関する現地調査等にご協力いただくことになっておりますが、今年度の追加指定につきましても、ご協力のお願いとご説明をさせていただきます。

都市計画課からは、昨年6月に開催された総会において皆様にご協議をいただいた東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告をしていただきます。つきましては、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様の同意をお願いしたいと思います。

○高橋会長職務代理者 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員2名の出席と発言をすることにご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 よろしいですね。異議なしとのことですので、出席と発言を許可いたします。

それでは、都市計画課より協議事項(1)、報告事項(1)、(2)について説明をお願いいたします。

○堂下課長 改めまして、世田谷区都市計画課長、堂下と申します。本日は出席と発言につきましてお許しをいただきましてありがとうございます。本日は生産緑地地区に関しまして報告事項がございます。

次第6の(1)東京都市計画生産緑地地区の変更についてのご報告をいたします。資料No. 9をご覧くださいませでしょうか。東京都市計画生産緑地地区の変更について(報告)というものになります。

まず、24ページをご覧ください。令和4年度につきましては、記載のとおり、生産緑地地区都市計画変更手続を進めてまいったところでございます。昨年6月の農業委員会総会におきまして意見照会いたしまして、回答いただきました本年度の生産緑地地区の変更につきましては、8月に都市計画法に基づく都市計画案の公告、縦覧を行い、10月19日の世田谷区都市計画審議会への諮問を経て、10月27日に都市計画変更の告示をいたしました。そのことにつきまして本日ご報告するものでございます。資料の内容は昨年6月の総会と同じ内容でございますが、概要について簡単にご説明いたします。

お手元の資料2ページをご覧くださいませでしょうか。1の種類及び面積でございます。

区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして489件から7件減少し、482件となります。総面積は約83.93haから約1.3haの減となり、約82.63haとなります。

次に、変更の内容についてご説明いたします。3ページをご覧ください。第2、削除のみを行う位置及び区域の表についてです。削除を行う位置や面積を記載しております。生産緑地地区の面積は都市計画では10㎡単位で取り扱うため、面積の列の一番上の値には「約」と「㎡」を記載しておりますけれども、それ以降につきましては「約」と「㎡」を省略しております。削除のみを行う生産緑地地区の箇所数は14件、合計面積は約1万7610㎡でございます。

削除理由といたしましては、主たる従事者の方がお亡くなりになられたことによる行為制限の解除がなされたものや、生産緑地法第8条第4項による公共施設の設置によるものでございます。

次に、追加のみを行う地区でございます。4ページをご覧ください。第3、追加のみを行う位置及び区域の表となります。追加件数は10件、合計面積は約4060㎡でございます。なお、都市計画変更の箇所図及び計画図を添付しておりますので、個別箇所は後程ご覧ください。

東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告は以上になります。

続きまして、協議事項についてでございます。

5の(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて（依頼）をご説明いたします。

資料No.6をご覧ください。生産緑地地区の追加指定に当たりましては、都市計画法、生産緑地法、世田谷区生産緑地地区指定要領及び同細目に基づき審査、指定等を行っております。来年度の追加指定の本申請に先立ちまして、農地地権者より相談を受けた農地の調査、立会いをお願いいたします。

調査対象農地につきましては、2ページの調査箇所一覧をご覧ください。追加指定が通し番号1から11の11件、約0.37ha、新規指定が通し番号12から13の2件、約0.07ha、合計で13件、約0.44haとなります。3ページ以降は案内図となっております。

今後の予定といたしましては、立会いを3月頃に予定しております。その後、速やかに庁内の検討会を開催いたしまして、順次、都市計画決定の手続を進め、本年7月頃の本委員会総会に都市計画変更の内容についてご説明いたします。どうぞよろしくご説明いたします。

ます。

続きまして、6(2)特定生産緑地の指定の公示についてのご報告をいたします。

資料No.10をご覧くださいませでしょうか。特定生産緑地制度は、生産緑地地区の指定、告示から30年を迎える日より前に、買取り申出ができる期限を所有者等の申請により10年延伸する制度でございます。区はこれまで、特定生産緑地の指定手続といたしまして、令和3年4月から12月まで、第3回目の特定生産緑地指定申請の受付を行ったところでございます。

現在、世田谷区内の生産緑地は、令和4年告示時点で、全地区数は482地区、面積は約82.63haでございます。その内、平成4年に指定された生産緑地は390地区、約64.68haで、生産緑地面積全体の約78%となっております。令和3年第3回目の特定生産緑地の申請受付分につきましては、農地等利害関係人の同意が得られた83地区、約13.03haの申請がございました。

本件分につきましては、令和4年6月28日の農業委員会総会で肥培管理についての意見照会をし、その結果、今回は申請のあった地区の全てについて、良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められたため、令和4年10月19日の都市計画審議会の意見聴取を経て、令和4年10月27日の特定生産緑地の指定の公示を行い、農地等利害関係人への指定の通知を発送しております。

今回指定した箇所は、添付資料一覧のとおりでございます。令和4年10月27日付で公示を行った面積は、平成4年指定の生産緑地の内、約20.14%、約13.03haとなっております。

なお、6ページの特定生産緑地の解除に記載しております生産緑地につきましては、既に特定生産緑地の指定の公示を行ったものの内、公示後に相続等が発生し、生産緑地の買取り申出がなされたことや、国土調査による面積精査等があったため、都市計画上の変更を行うとともに、特定生産緑地の変更の公示を行ったものになります。

また、7ページに記載しております生産緑地につきましては、令和3年11月12日付で第2回特定生産緑地の指定公示及び令和4年10月27日付で第3回特定生産緑地の指定公示を行った後、それぞれ各1件につきまして令和4年9月に買取り申出がなされ、同年12月に行為制限解除となったことから、特定生産緑地指定を解除することについて令和5年1月の都市計画審議会で報告の後、令和5年2月9日付で解除公示を行いました。

この結果、第1回申請受付分から第3回申請受付分、変更公示分を合わせますと、最終的な指定率は約93.3%、指定面積は約60.35haとなります。平成5年指定の受付は、昨年12

月までの受付期間として、本年10月までに手続を完了する予定でございます。

平成5年指定の生産緑地が特定生産緑地に指定されるまでの流れを参考資料として9ページにお示ししておりますので、後程ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて、そして報告事項(1)と(2)について説明をいただきました。

まず、協議事項(1)についてご意見、報告事項(1)、(2)についてのご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、質問も意見もないようですので、協議事項1は依頼内容のとおり進めることを承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 異議なしとの発言があり、承認することといたします。

調査対象地の担当委員の皆様につきましては、農地の調査、立会いにご協力をお願いいたします。また、報告事項(1)については、都市計画課の皆さんには、今後とも区内農地の保全のためにお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、都市計画課の皆さん、ご苦労様でございました。

○堂下課長 ありがとうございます。失礼いたします。

[都市計画課職員 退室]

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この後、皆さんよく読まれていただいて、ご理解できなかったらまたご質問をよろしくお願いいたします。

それでは、平常どおりの議事進行に戻ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が4件、第5条が1件となっております。

それでは、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、4条、5条のご説明をさせていただきます。まず、農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所

有者の変更がある場合は5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可を要しないこととなっております。この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-15。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-16。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.1-3をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-17。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.1-4をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-18。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、農地法第5条です。資料No.2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-23。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 この件につきまして質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案を上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが2件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査についてが2件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査についてが2件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてから審査いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明、調査内容について報告)。

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件につきましてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

ご意見等がありましたらお願いいたします。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。
証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-1をご覧ください。都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査についてでございます。

第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査について。

(事務局より、申請内容について説明)

都市農地の貸借の円滑化法の制度については簡単に説明させていただきます。この法律の利用形態としまして、市民農園の開設と、市民農園という形ではなくて、借受人が自ら耕作の事業の用に供するという形、相対での契約があります。今回は相対で計画の変更審査依頼となっております。

1枚おめくり下さい。今回の案件につきましては、〇〇さんから事業計画の変更申請が来て、それを世田谷区で受けております。そして、区が世田谷区農業委員会会長宛に計画の変更審査をお願いするものでございます。

まず、資料の19ページをお開き下さい。こちらは承認するに当たっての調査書となります。借受人が〇〇ということで、第1号要件を満たせば認定となります。

20ページをご覧ください。1号要件は、1の内いずれかと2の両方に該当すれば満足します。

お戻りいただきまして、3ページから、〇〇さんから世田谷区長宛ての事業計画の認定申請書となります。氏名又は名称、認定を受ける貸借権等の始期の欄の括弧書きのある部分が変更箇所となります。

その後のページに申請書類一式を添付してございます。

今回は賃借契約の変更が申請の主立った理由となり、賃借期間が延長となるごとに本申請が必要となります。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

調査結果報告を鈴木利彰委員、よろしく申し上げます。

○鈴木委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 ないようですので、採決させていただきます。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、変更を承認することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料4-2をご覧ください。都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査についてがもう1件ございます。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査について。

(事務局より、申請内容について説明)

事務局からは以上です。

○高橋会長職務代理者 それでは、細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この件につきましてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更に賛成の方は挙手を願います。

ます。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、変更を承認することといたします。

以上で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査についての審議は終わります。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査についてを審査いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について。

(事務局より、申請内容について説明)

先程の2件の案件は、都市農地の貸借の円滑化法での貸借の変更、言わば更新の審査でしたが、こちらは新規での事業計画となります。こちらの申請も市民農園という形ではなくて、借受人が自ら耕作の事業の用に供するという形、相対での計画の審査依頼となります。

事務の流れといたしましては、借受人が申請者として事業計画を区長に出します。これを受けた区長が計画の審査依頼を農業委員会に行い、ここで承認を得て計画決定、これを受けた区長が借受人に対して計画の認定を出します。事務の流れとしてはこのような形になります。

まず初めに、31ページをお開き下さい。第1号の都市農業の有する機能の発揮に係る要件から第6号の常時従事要件までございまして、法人の場合は、該当の有無が全て「有」に合致しなければ許可を出すことはできません。このそれぞれの内容につきましては、調査委員から後程ご報告をいただきます。

それでは、1ページにお戻りいただきます。今回の案件につきましては〇〇からの事業計画の認定申請が世田谷区宛てに申請されたものです。授業で営農を行うための貸借とのことです。その他資料といたしまして、定められた必要な資料が添付されてございます。

事務局からの報告は以上となります。

○高橋会長職務代理者 それでは、調査をされました細井誠一委員、結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

○菅沼委員 参考のために、学校法人に貸して、1年契約で大体総額〇〇万円というのが、相場として普通はこの程度の金額なの。

○事務局 相場としては通常より少し高めの設定になっているということです。法人の場合は年間で〇〇万円等で借りているところもありますので、今回はほかと比較すると高めの設定というところですよ。

○菅沼委員 ちょっと疑問だったのは、よく民間の事業者が借りて、農協も含めて借りて、枠を作ってやった方が収入が多くなると思うんですけども、〇〇万円を学校に貸した理由というのはどういうことかなと思って。その辺は分からないよね。

○事務局 JAの世田谷目黒さんの方に学校からお話があって、それでこの貸借が成立したということらしいので、民間の方との比較を行ったというところではないようです。学校から話があってお貸しするという経緯のようです。

○菅沼委員 学校から話があったならもっと高くてもいいんじゃないかなと思って。

以上です。

○高橋会長職務代理者 ほかにご意見はございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、意見がないようですので、事業計画に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、計画を承認することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

○事務局 続いて、お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について。

(事務局より、申請内容について説明)

まず、17ページをお開き下さい。借受人の〇〇も法人のため、第1号から第6号の要件に対して該当の有無が全て「有」に合致しなければ許可を出すことはできません。1ペー

ジ以降、それら要件の内容等が記されております。その他資料といたしまして、定められた必要な書類が添付されてございます。

事務局からの報告は以上となります。

○高橋会長職務代理者 それでは、調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、計画を承認することといたします。

以上で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(2)の令和5年4月の総会日程(案)と令和5年度総会開催予定についてを協議いたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.7、令和5年4月の総会日程(案)と令和5年度総会開催予定についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、3月29日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での開催が決定しております。

また、4月の開催予定日時につきましては、4月28日金曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎での開催を予定し、5年度の各月につきましては表のとおりを予定しております。

それでは、日程についてのご協議をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 それでは、総会の日程、令和5年度総会開催予定については、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、案のとおりに決定いたします。

次に、(3)生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、資料はNo.8をご覧ください。先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件です。東京都や世田谷区に照会をかけたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○高橋会長職務代理者 質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、以上で協議事項を終了いたします。

次第6の報告事項に移ります。

事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.11をご覧ください。「農作業体験塾(春)」の開催についてのご案内です。内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、3月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No.12をご覧ください。ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催についてのご案内です。内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、3月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただきます。

事務局からの報告は以上になります。

○高橋会長職務代理者 ご質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 なければ終了といたします。

次第7、その他についてですが、全般的にございますか。

○石井(勝)委員 農業委員会のあれではないんですけれども、先日、担当地区の新年会の方にちょっとご招待されて行ったときに、その地区の農家の方からちょっと相談というか問合せがあったんです。今、農業塾で各地区、世田目地区、砧地区、千歳地区で農業塾生3名ずつを一応やっているんですけれども、今度入れたいんだけど砧地区で順番待ちになっているので次の農業塾に入れるかなという不安があったんですけれども、その辺

の人数については、3名と必ず決められてしまっているんですか。私が農業塾のときは結構人数がいたんですけども、今はもう逆に言えば各地区3名、全体で9名というその人数は固定という形になっているのでしょうか。

○高橋会長職務代理者 そういえば前に10名とかと人数が多いときがあったんですが、事務局、どう思いますか。

○事務局 すみません、細かい人数に関しましては、今、うちとしては、恐らくその全体の人数をご提示して農協さんに推薦いただいてという形になっているかと思うんですけども、その人数割だとか全体の人数の枠について今こちらでお答えできませんので、確認して次回のときにご回答する形でもよろしいですか。

○石井（勝）委員 はい。

○事務局 分かりました。では、それを確認して次回お答えするようにします。

○高橋会長職務代理者 そうさせて下さい。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○高橋会長職務代理者 ないようですから、これで農業委員会を終了いたします。

では、黒岩事務局長に最後のご挨拶をお願いいたします。

○事務局 (黒岩事務局長挨拶)

この議事録は、令和5年2月16日（木）開催の第31回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男